

2008年1月29日

農林水産大臣 若林 正俊 殿

## 要 請 書

諫早農地への公金支出差し止め訴訟原告団 諫早への公金支出をやめさせる会  
代表 松坂 昌應  
よみがえれ！有明訴訟弁護団  
団長 馬奈木 昭雄

諫早湾干拓事業は、計画当初から、農地造成目的そのものに合理性のないことが厳しく指摘されていた。

この公共性なき干拓事業によってもたらされた有明海異変という深刻な環境破壊によって、有明海の漁民は不漁に苦しみ、自殺者や廃業者が後を絶たない深刻な状況に追い込まれている。

有明海異変の主要な原因は、諫早湾を締め切る潮受堤防である。その排水門を開放して、少しでも被害を軽減し、国がサボタージュしている中長期開門調査に途を拓くことは、被害者漁民のささやか、かつ、切実な要求である。

昨日、長崎地方裁判所は、財団法人長崎県農業振興公社が諫早湾干拓農地の一括配分を受け、これを農業者にリースする干拓農地リース事業に対し、被告長崎県は公金を支出してはならないとして、原告ら長崎県民が提起した公金支出差し止め住民訴訟において、原告ら長崎県民の訴えを不当にもしりぞける判決を言い渡した。

長崎県による、この公金支出の本質をみることのできない昨日の判決には、なんらの説得力もないといわなければならない。

他方、すでに、仮に本件干拓農地全域において営農が行われるとしても、調整池に変わる農業用水の代替水源が他に存在し、また国が強調する防災効果も、開門方法の工夫によって潮受堤防排水門の開放とは矛盾しないことすら、明らかになっている。逆に、アオコの大量発生や、いつまでも保全目標を達しえない水質のため、調整池は、農業用水として適さないばかりか、今後とも莫大な公金浪費の対象とならざるをえない。開門を否定する根拠は、いまや、どこにもない。

国は一日も早く、潮受堤防排水門を開放すべきである。

我々は、長崎地方裁判所の不当判決に強く抗議するとともに控訴の進捗を進めており、上級審において必ずや長崎地方裁判所の判決の誤りは是正されると確信している。

そこで、貴省において、以下の行動を取ることを強く要請する。

### 記

- 1 判決の確定に至るまで、財団法人全国土地改良資金協会及び農林漁業金融公庫による財団法人長崎県農業振興公社への融資を即時中止するように指導すること
- 2 調整池の水を使用しない代替水源案を早急に検討すること
- 3 潮受堤防排水門を直ちに開門すること
- 4 国営諫早湾干拓事業が有明海異変の原因であるということを認め、有明海の再生のための措置を早急に実施し、漁業者の漁業被害を救済すること

以上